

第10問 A、B及びCが各3分の1の持分の割合で甲土地及び乙自動車を共有している場合に、関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。なお、いずれの共有関係も相続によって生じたもの（遺産共有）ではないものとする。

ア AがBに対し相当の期間を定めて甲土地にその効用の著しい変更を伴う変更を加えることについて賛否を明らかにすべき旨を催告したにもかかわらず、Bがその期間内に賛否を明らかにしないときは、裁判所は、Aの請求により、Cの同意を得て甲土地に当該変更を加えることができる旨の裁判をすることができる。

イ AがBの所在を知ることができないときは、裁判所は、Aの請求により、Cの同意を得て甲土地にその効用の著しい変更を伴う変更を加えることができる旨の裁判をすることができる。

ウ AがBの所在を知ることができないときは、裁判所は、Aの請求により、A及びCが甲土地の持分の全部をDに譲渡することを停止条件としてBの持分をDに譲渡する権限をAに付与する旨の裁判をすることができる。

エ AがBの所在を知ることができないときは、裁判所は、Aの請求により、乙自動車のBの持分をAに取得させる旨の裁判をすることができる。

オ Aが乙自動車を期間6か月の約定でEに賃貸することについてBが同意した場合には、Cが同意しなかったときであっても、Aは、乙自動車を期間6か月の約定でEに賃貸することができる。

1 アウ      2 アエ      3 イエ      4 イオ      5 ウオ

民法：20

第10問

共有

共有に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、各肢に明記されている場合を除き、所在等不明共有者はいないものとする。

ア A、B及びCが甲土地を共有している場合において、AがB及びCに無断で甲土地を自己の単独所有に属するものとして第三者Dに売却したときは、Aの持分を超える部分については、AD間の売買契約は無効である。

イ A、B及びCが共有する甲土地につき、AがB及びCに無断で、甲土地を単独で使用していることにより、B及びCが持分に応じた使用を妨げられている場合において、AがB及びCに対し、自己の持分を超える使用の対価を償還する義務を負うのは、別段の合意があるときに限られる。

ウ A、B及びCが各3分の1の持分割合で甲土地を共有しているが、Cが所在不明である場合において、Aが甲土地にその形状又は効用の著しい変更を伴う変更を加えようとするときは、Aは、裁判所に対し、Bの同意を得てその変更を加えることができる旨の裁判を請求することができる。

エ 裁判上の共有物分割において、共有物分割の対象となる複数の不動産が数か所に分かれて存在する場合であっても、裁判所は、その数個の共有不動産を一括して分割の対象とし、各共有者が各不動産の所有権を単独で取得する方法により共有物の分割をすることができる。

オ 共有者が他の共有者の所在を知ることができない場合には、その共有物が動産であっても、裁判所は、共有者の請求により、その共有者に、当該他の共有者の持分を第三者に譲渡する権限を付与する旨の裁判をすることができる。※一部の

1 アイ      2 アオ      3 イエ      4 ウエ      5 ウオ